

令和5年10月2日

被災された学生の皆様

福島工業高等専門学校

令和5年台風13号被災学生に対する日本学生支援機構「JASSO 支援金」のご案内について

この度は台風13号の災害により被災された方につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

今回の自然災害等により、居住する住宅に半壊以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生に対する、JASSO 支援金のご案内を致します。

つきましては、下記要件に該当し、本支援金を希望する学生は、**担当連絡先までメールにて申し出ていただく**とともに、下記期限までに申請書類のご提出ください。期限までに書類が揃えられない場合でも、まずは申請の意思をメールにてお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

記

【該当要件】 次の全てに該当する学生

- (1)自然災害等の発生により、学生本人またはその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用し居住する住宅に、**半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）**もしくは**床上浸水以上の被害**を受けた場合、または自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した場合
- (2)学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがある学生
※留年中（一部例外を除く）もしくは休学中の学生は対象外。入学前に発生した災害も対象外。
※日本学生支援機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請可能

【支給額】 10万円（返還不要）

【提出書類】

- ① JASSO 支援金 申請書（申し出後、学生課よりご案内します）
- ② <床上浸水・半壊以上の被害を受けた場合>
 - ・**罹災証明書（コピー可）**
※罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。断水・停電理由の罹災証明書は支給対象外<長期避難の場合>
 - ・自治体の避難勧告等による住居への立入禁止が1か月以上継続したことが分かる公的な客観資料（自治体のホームページの公示を印刷したもの等）
- ③ 申請者（学生本人）の普通口座の名義人及び口座番号が確認できる通帳等のコピー
※次の金融機関等は取り扱わない。…農協、外資系銀行、ネットバンク等

【提出期限】 令和5年10月27日（金）

以上

担当連絡先：学生課学生支援係

Tel 0246-46-0734

Mail gakusei@fukushima-nct.ac.jp

（午前8時30分～午後5時 土・日、祝日を除く）